



兵庫労働局発表
平成25年11月28日

担当	【照会先】
	兵庫労働局労働基準部賃金課 課長 福丸裕久 専門監督官 箕笹幸介 (電話) 078 - 367 - 9154

最低賃金の改正決定について

兵庫労働局（局長 前田芳延）は、兵庫地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、本日、繊維工業最低賃金の改正決定（官報公示）を行い、平成25年度の兵庫県の最低賃金の改正を全て終了しました。

本年度における最低賃金の改正決定の内容は、下記のとおりです。

兵庫労働局においては、改正された最低賃金額の周知・広報を行うとともに、監督指導等によりその履行の確保を図ることとしています。

記

	時間額	引上げ額	引上げ率 (%)	効力発生年月日	適用労働者数 (人)
兵庫県	761円	12円	1.60	平成25年10月19日	1,980,200
繊維工業	768円	6円	0.79	平成25年12月28日	2,400
塗料製造業	884円	7円	0.80	平成25年12月1日	1,200
鉄鋼業	866円	9円	1.05	同上	15,900
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	847円	7円	0.83	同上	50,800
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	810円	6円	0.75	同上	45,800
輸送用機械器具製造業	882円	6円	0.68	同上	13,100
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	812円	7円	0.87	同上	1,600
各種商品小売業	781円	6円	0.77	同上	21,400
自動車小売業	824円	4円	0.49	同上	18,400

兵庫県の最低賃金の推移

年度	兵庫県最低賃金		特定(産業別)最低賃金																			
			繊維工業		繊維工業、靴下製造業		塗料製造業		鉄鋼業		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業		各種商品小売業		自動車小売業	
	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額
18	683	4			739	4	842	4	817	6	805	5	769	5	839	5	771	4	747	4	786	4
19	697	14			745	6	849	7	829	12	815	10	779	10	849	10	782	11	752	5	796	10
20	712	15			750	5	857	8	839	10	822	7	786	7	857	8	788	6	758	6	802	6
21	721	9			751	1	862	5	842	3	825	3	789	3	862	5	791	3	761	3	805	3
22	734	13	756		751	改定なし	869	7	849	7	830	5	794	5	869	7	796	5	766	5	811	6
23	739	5	759	3	751	改定なし	872	3	852	3	835	5	799	5	872	3	800	4	771	5	815	4
24	749	10	762	3	751	改定なし	877	5	857	5	840	5	804	5	876	4	805	5	775	4	820	5
25	761	12	768	6	(761)	兵庫県最低賃金	884	7	866	9	847	7	810	6	882	6	812	7	781	6	824	4

単位:円

・「繊維工業、靴下製造業」のうち、「繊維工業」については、「繊維工業最低賃金」が平成22年12月1日から適用されています。また、「靴下製造業」については、平成25年10月19日発効の「兵庫県最低賃金」が「繊維工業、靴下製造業最低賃金」を上回ったことから、平成25年10月19日以降、「兵庫県最低賃金」が適用されています。